

# 令和2年7月豪雨による 倒壊等建物の職権滅失登記のお知らせ

この度の令和2年7月豪雨により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

法務局では、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示することにより、国民の皆様の権利の保全を図るとともに、取引の安全と円滑に資することを目的として、不動産登記に関する業務を行っています。

不動産登記法（平成16年法律第123号）第57条には「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と規定しています。

しかしながら、今般の大雨による被害が甚大であることに鑑み、熊本地方法務局では、被災地区を有する市・町・村と連携した上で、被災された皆様の登記手続の御負担が少しでも軽減されるように、登記官の職権により建物の滅失登記を行うこととしましたので、お知らせします。

職権滅失の対象となる建物は、熊本県内の市町村において、①令和2年7月豪雨により自然倒壊（土砂災害や大規模な河川氾濫により倒壊又は流失）した建物、②市・町・村により公費解体した建物、③個人で先行して解体（自費解体）し、費用の償還申請に該当する建物となります。

なお、上記①②③の建物で、登記記録上、附属建物のある建物において、主である建物のみ解体又は附属建物のみ解体の場合（いわゆる主従関係にある建物の一方のみを解体した場合は、変更登記等（建物図面の添付）が必要となることから、職権滅失登記の対象外となりますので、御留意願います。

おって、本件に関し、御不明な点等がございましたら、熊本地方法務局復興事業対策室宛てお問い合わせ願います。

## 【問合せ先】

熊本地方法務局 復興事業対策室

096-364-2221(直)

平日 午前8時30分から午後5時15分まで